

証券コード 1999
2021年9月9日

株 主 各 位

福岡県朝倉市下淵472番地
サイタホールディングス株式会社
代表取締役社長 才田善之

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力書面により議決権をご行使いただき、本総会の会場へのご来場はお控えいただくことをご検討いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 福岡県朝倉市下淵472番地
当社2階会議室（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項
報告事項

- 第66期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第66期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

〈会社提案（第1号議案から第8号議案まで）〉

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

〈株主提案（第9号議案）〉

- 第9号議案 剰余金の処分の件

第9号議案は、一部の株主様からのご提案であり、取締役会としては本議案に反対しております。

なお、議案の要領は、後記の株主総会参考書類（61頁から62頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saita-hd.co.jp>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

〈新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について〉

1. 株主様へのお願い

- 感染リスクを避けるため、本総会につきましては、株主総会へのご出席に替えて可能な限り議決権行使書のご返送による議案に対する賛否のご表示をお願い申し上げます。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の健康と安全面を最優先にご検討いただき、くれぐれもご無理をなさらぬようお願い申し上げます。
- 会場入口において、株主様の体調のご確認や検温にご協力いただく場合がございます。
- ご出席の株主様には、マスクの着用及びアルコール消毒液による手指の消毒について、ご協力をお願い申し上げます。
- 会場内の座席が間隔を空けた配置となっており、座席が例年より大幅に減少しておりますので、入場をお断りする場合がございます。

2. 当社の対応について

- 当社役員及び総会運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきますので、株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- 今後の状況により、株主総会の運営に関して事前に株主様にご案内すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saita-hd.co.jp>) においてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年9月29日(水曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するようご返送ください)



行使期限

2021年9月28日(火曜日) 午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

※株主提案である第9号議案「剰余金の処分の件」は、会社提案である第1号議案「剰余金の処分の件」の対案として、両立しない関係にあります。したがって、双方に賛成された場合は、いずれも無効となりますのでご注意ください。

※各議案に対して賛否の表示が無い場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

■記入例

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号案	第2号案	第3号案 (注の別議案 は不可)	第4号案 (注の別議案 は不可)	第5号案	第6号案	第7号案	第8号案	議案	第9号案
会社提案	○	○	○	○	○	○	○	○	株主提案	○
株主提案	○	○	○	○	○	○	○	○	株主提案	○

会社提案・取締役会の意見に反対、株主提案に賛同される場合

議案	第1号案	第2号案	第3号案 (注の別議案 は不可)	第4号案 (注の別議案 は不可)	第5号案	第6号案	第7号案	第8号案	議案	第9号案
会社提案	○	○	○	○	○	○	○	○	株主提案	○
株主提案	○	○	○	○	○	○	○	○	株主提案	○

(提供書面)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、企業収益の減少や雇用環境の悪化、個人消費の大幅な落ち込みが続く中、製造業を中心に一部で持ち直しの動きは見られるものの、変異ウイルスによる感染拡大により、経済活動の本格回復は依然として不透明な状況となっております。

当社グループの主力事業であります建設業界は、新型コロナウイルス感染症による影響が比較的軽微であったこともあり、災害復興事業、インフラ関連工事等の公共投資は堅調に推移いたしました。ただし、新型コロナウイルス感染症が今後建設業界に与える影響は把握困難な状況であり、建設コストの高騰や建設技術者不足による労務費の高止まり等も続いておりますので、経営環境は依然として不透明な状況であります。

このような経済情勢の中で、当連結会計年度の連結業績につきましては、売上高は64億3千2百万円（前連結会計年度比15.5%減）となりました。

損益面におきましては、建設事業において不採算工事の減少による利益率の向上、碎石事業において生産効率の改善等により、経常利益8億3千1百万円（前連結会計年度比4.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5億4千6百万円（前連結会計年度比4.1%増）となりました。

事業部門別の状況は、次のとおりであります。

【建設事業部門】

建設業界は依然として厳しい環境にありますものの、全社一体となって受注活動に努めてまいりました結果、当連結会計年度の受注高は38億4千7百万円（前連結会計年度比3.0%増）となりました。

受注工事の主なものは、農地改良復旧（区画整理）工事（黒川地区真竹・黒松換地区）、桂川（助成）上川原上堰下部工工事、牛頸浄水場内送水管布設工事等であります。

また、売上高は35億4千8百万円（前連結会計年度比23.6%減）となりました。
当連結会計年度における受注高、売上高及び繰越高は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	前連結会計年度	当 連 結 会 計 年 度		
	繰 越 高	受 注 高	売 上 高	繰 越 高
土 木	1,485,006	3,749,583	3,285,907	1,948,682
建 築	169,823	98,394	262,705	5,512
合 計	1,654,830	3,847,977	3,548,613	1,954,194

【砕石事業部門】

砕石事業は、新製品開発に取り組むとともに積極的な営業活動を展開してまいりました結果、当連結会計年度の売上高は22億5千3百万円（前連結会計年度比5.0%減）となりました。

【酒類事業部門】

酒類事業の当連結会計年度の売上高は2億4千万円（前連結会計年度比8.0%増）となりました。

【その他事業部門】

石油販売事業は、一般の取扱給油所として石油類の販売を行っております。当連結会計年度の売上高は6千6百万円（前連結会計年度比35.6%減）となりました。

不動産事業は、株式会社才田組本店才田ビル2階から9階までの31室を賃貸住宅としております。当連結会計年度の賃貸収入は2千9百万円（前連結会計年度比0.2%減）となりました。

太陽光発電事業は、2013年7月より本格稼働し、当連結会計年度の売上高は4千8百万円（前連結会計年度比9.9%増）となりました。

環境事業は主に工場排水処理施設の維持管理、警備事業は保安警備等を行っております。当連結会計年度の売上高は2億2千5百万円（前連結会計年度比27.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、2億8千8百万円であります。その主なものは、碎石事業用機械装置2億1千4百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 63 期 (2018年6月期)	第 64 期 (2019年6月期)	第 65 期 (2020年6月期)	第66期 (当連結会計年度) (2021年6月期)
売 上 高	5,532,531	6,724,833	7,608,692	6,432,405
経 常 利 益	587,791	903,948	799,011	831,682
親会社株主に帰属する当期 純 利 益	321,984	536,672	524,753	546,039
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	510円68銭	851円22銭	832円34銭	866円11銭
総 資 産	6,026,595	7,212,466	7,048,208	7,081,889
純 資 産	2,383,243	2,886,361	3,370,360	3,881,621
1 株 当 たり 純 資 産 額	3,779円96銭	4,578円24銭	5,345円94銭	6,156円89銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2018年1月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第63期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第64期から適用しており、第63期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) 才 田 組	100,000千円	100.00%	土 木 ・ 建 築 請 負
才 田 砕 石 工 業 (株)	100,000千円	100.00%	砕 石 製 品 製 造 ・ 販 売 石 油 商 品 仕 入 ・ 販 売
フエフーズ・ジャパン(株)	100,000千円	100.00%	酒 類 輸 入 ・ 卸、小 売 販 売
HUE FOODS COMPANY LIMITED	32,637百万VND	100.00%	酒 類 製 造
SAITA TRADING COMPANY L I M I T E D	1,000百万VND	100.00%	酒 類 販 売
(株) サ イ テ ッ ク ス	55,000千円	100.00%	工 場 排 水 処 理 施 設 維 持 管 理 及 び 保 安 警 備
(有) 賀 和 運 送	23,000千円	100.00%	一 般 貨 物 運 送
立 花 建 設 (有)	20,000千円	100.00%	一 般 土 木 工 事

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国経済の今後の見通しにつきましては、引き続き世界的な新型コロナウイルス感染症の長期化による影響やその収束の時期などを見通すことが困難な状況であり、景気の先行きは極めて不透明な状況が続くものと思われまます。

建設業界におきましては、民間設備投資は製造業を中心に持ち直しの傾向にあり、公共投資も引き続き底堅く推移するものと思われまますが、従前からの資材費や労務費等の建設コスト高騰や新型コロナウイルス感染症が今後建設業界に与える影響等が不透明であり、経営環境は依然として予断を許さない状況が続くものと予想されまます。

このような状況を踏まえ、当社及び当社グループは、引き続き市場成長性を考慮した効率的な経営資源の配分を実施するとともに、建設事業におきましては、収益性を重視した安定的な受注の確保、「高品質・高付加価値」を顧客の皆様にご提供するための安全管理、品質管理、工程管理、予算管理等の各種管理の徹底、世代間における技能・知識の継承並びに人材育成による安定的な収益の確保に努めてまいりまます。

砕石事業におきましては、生産効率の向上、製造原価の低減、販路拡大に努め、建設事業と連携して堅実な事業活動を進めてまいりまます。

酒類事業及び環境事業におきましては、グループ企業との情報共有を図るとともに営業強化による収益拡大に取り組み、業績向上に寄与するよう邁進していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげまます。

(5) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

当社グループは、建設事業及び砕石事業を主たる事業とし、他に酒類事業、環境事業、警備事業、一般貨物運送事業を擁してまいりまます。

株式会社才田組（建設事業）は、福岡県を中心に土木・建築請負業を行ってまいりまます。

才田砕石工業株式会社（砕石事業）は、西日本有数の生産設備を有し、砕石製品全般の製造・販売及び石油販売業を行ってまいりまます。

HUE FOODS COMPANY LIMITED（酒類事業）は、ベトナム社会主義共和国において酒類の製造を行い、製造された商品をSAITA TRADING COMPANY LIMITED（酒類事業）が同国内において販売を行ってまいりまます。

フエフーズ・ジャパン株式会社（酒類事業）は、HUE FOODS COMPANY LIMITEDで製造された焼酎等の商品の輸入卸及び小売販売を行ってまいりまます。

株式会社サイテックス（環境事業・警備事業）は、主に工場排水処理施設の維持管理及び保安警備等を行ってまいりまます。

有限会社賀和運送（一般貨物運送事業）は、最大積載30 t から軽貨物車両まで各種車両及び重機等を有し、さまざまな貨物運搬、小規模造成工事、車両整備等を行っております。

立花建設有限会社（建設事業）は、福岡県小郡市を中心に一般土木事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場等（2021年6月30日現在）

サイタホールディングス(株)	本 店	福岡県朝倉市下漕472番地
(株) 才 田 組 (子 会 社)	本 店	福岡市博多区光丘町一丁目2番30号
	支 店	福岡県朝倉市下漕472番地
才 田 砕 石 工 業 (株) (子 会 社)	本 店	福岡県朝倉市下漕472番地
フェフーズ・ジャパン(株) (子 会 社)	本 店	福岡市博多区光丘町一丁目2番30号
HUE FOODS COMPANY LIMITED (子 会 社)	本 店	ベトナム社会主義共和国フエ市ツイスン区ホアイタン4
SAITA TRADING COMPANY L I M I T E D (子 会 社)	本 店	ベトナム社会主義共和国フエ市ツイスン区ホアイタン4
(株) サ イ テ ッ フ ス (子 会 社)	本 店	福岡県朝倉市持丸806番1
(有) 賀 和 運 送 (子 会 社)	本 店	福岡県朝倉市下漕1478番地2
立 (花子 建会 設社) (子 会 社)	本 店	福岡県小郡市小郡404番地の4

(7) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設事業	49名	6名減
砕石事業	88名	－
酒類事業	65名	1名減
その他の事業	36名	2名減
合計	238名	9名減

(注) 従業員数は、就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名	1名増	55.5歳	18.5年

(注) 従業員数は、就業人員であります。なお、子会社への出向者3名は含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社福岡銀行	1,090,300千円
株式会社西日本シティ銀行	379,104千円
株式会社筑邦銀行	358,555千円
株式会社日本政策金融公庫	54,730千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,124,000株
 (2) 発行済株式の総数 630,494株（自己株式30,506株を除く）
 (3) 株主数 331名
 (4) 大株主の状況（上位12名）

株主名	持株数	持株比率
賀和興産株式会社	174,050株	27.61%
株式会社ワイエスリー	160,700株	25.49%
米田秀之	26,000株	4.12%
株式会社福岡銀行	24,300株	3.85%
才田組従業員持株会	23,822株	3.78%
キャタピラー九州株式会社	19,100株	3.03%
株式会社アーステクニカ	10,000株	1.59%
吉田知広	9,800株	1.55%
才田善之	9,400株	1.49%
才田善郎	9,000株	1.43%
株式会社西日本シティ銀行	9,000株	1.43%
株式会社筑邦銀行	9,000株	1.43%

(注) 1. 当社は、自己株式（30,506株）を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年6月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	才 田 善 之	(株)才田砕石工業(株)代表取締役社長 才田砕石工業(株)代表取締役社長 フエフーズ・ジャパン(株)代表取締役社長 (株)サイテックス代表取締役社長 HUE FOODS COMPANY LIMITED 代表取締役
常 務 取 締 役	原 野 繁 實	砕 石 事 業 担 当
常 務 取 締 役	鹿 子 生 忠	建 設 事 業 担 当
取 締 役	平 山 繁 之	管 理 本 部 長
取 締 役	前 田 敏 宏	建 設 事 業 担 当
取 締 役	藤 山 征 二 郎	(有)友加システム 代表取締役
常 勤 監 査 役	梯 久 男	
監 査 役	鈴 川 照 美	
監 査 役	森 田 公 一	社 会 福 祉 法 人 恵 徳 会 理 事 長

- (注) 1. 取締役 藤山征二郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 鈴川照美、森田公一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役 藤山征二郎氏、監査役 鈴川照美、森田公一の各氏は、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 梯久男氏は、長年にわたり当社管理本部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 藤山征二郎氏、監査役 梯久男氏、社外監査役 鈴川照美、森田公一の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年3月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議し、役員報酬規程に定めております。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬の決定に際しては、取締役個々の職責等に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬と賞与で構成し、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で取締役会の決議により支払うものとする。

ロ) 基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、世間水準や経営内容、役員の職務の内容、役員の業績、従業員給与とのバランスなどを考慮したうえで決定するものとする。

ハ) 賞与の個人別の額の決定に関する方針

当社の取締役の賞与は、経営内容及び個々の業績を考慮したうえで決定するものとする。

二) 取締役の個人別報酬等の内容の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、代表取締役社長が取締役会からの委任を受けて、役員報酬規程に基づき、取締役の職務の内容、職責及び実績等を勘案し、報酬額を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を概観しながら、各取締役の職責及び実績等を評価する者として代表取締役社長が最も適しているからであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	33,199千円 (637千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	1名 (1名)	3,713千円 (1千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (1名)	36,912千円 (637千円)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 支給額には、以下のものも含まれております。

当事業年度に係る役員退職慰労金の引当金繰入額

取締役 6名 3,367千円

監査役 1名 113千円

3. 期末現在の監査役の員数は3名ですが、無報酬者が2名いるため支給人員と相違しております。

4. 1990年5月24日開催の臨時株主総会決議による取締役報酬限度額は年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役報酬限度額は年額15,000千円以内であります。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は2名であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役	藤 山 征 二 郎	(有)友加システム 代表取締役	特別の関係はありません。
監 査 役	森 田 公 一	社会福祉法人恵徳会 理事長	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ) 社外取締役

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	藤 山 征 二 郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、経営者としての豊富な経験及び中小企業診断士としての専門知識を活かし、経営上有用な指摘・意見等の発言を行っております。また、個別に役員と面談等を行い、経営監視を図るとともに経験・知識に基づいた有意義な助言を行っております。

ロ) 社外監査役

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
監 査 役	鈴 川 照 美	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会6回の全てに出席し、主に福岡県警察で培われた豊富な経験から、経営上有用な指摘・意見等の発言を行っております。
監 査 役	森 田 公 一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回、監査役会6回の全てに出席し、主に社会福祉法人恵徳会理事長としての豊富な経験から、経営上有用な指摘・意見等の発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 如水監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,887千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,887千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画の監査時間・配置計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の取締役は、「倫理規程」で定める行動規範及び行動指針に基づき、職務の執行を行う。
 - ② 当社の取締役は、取締役相互において、法令及び定款への適合性を監視するとともに、毎月の取締役会において、それぞれ委嘱された職務の執行状況を報告する。
 - ③ 当社の取締役は、「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正、コンプライアンス経営の強化を図る。
 - ④ 当社の取締役は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、弁護士、警察等と連携し、組織的に対応する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の取締役は、「情報資産管理規程」に基づき、当社の取締役会及びその子会社の営業会議等重要な会議の意思決定に係る情報、当社の代表取締役社長決裁の事項等を記録・保存するとともに、それらを適切に管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社の経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。
 - ② 当社の経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、当社の取締役会を中心として全社的かつ必要であれば、企業グループとして再発防止策を講じる。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社の取締役は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当部署の分掌事項、職務権限を明確に把握し、迅速な意思決定が行えるよう必要な施策、相互連携を確保する。
 - ② 当社の取締役会付議に係る重要事項については、担当部署で事前審議を行い、論点を整理したうえで取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の効率化を図る。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の使用人は、「倫理規程」で定める行動規範及び行動指針に基づき、職務の執行を行う。
 - ② 当社の使用人は、常に法令及び定款への職務の適合性を確認するとともに、「職務権限規程」で定める権限の範囲内において職務の執行を行う。

- (6) 次に掲げる体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の取締役は、子会社との緊密な連携のもと、企業グループとしての法令等を遵守した健全で持続的な事業の発展に努める。
 - ② 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項については、「グループ会社管理規程」に基づき、当社の担当取締役へ報告を行うとともに、重要案件については事前協議を行う。
 - ③ 当社の子会社において、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、当社の担当取締役に報告し、当社の取締役会を中心として全社的かつ必要であれば、企業グループとして再発防止策を講じる。
 - ④ 当社の子会社の取締役等は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当部署の分掌事項、職務権限を明確に把握し、重要案件については、「グループ会社管理規程」に基づき、当社の担当取締役と事前に合議を行い、迅速な意思決定が行えるよう必要な施策、相互連携を図る。
 - ⑤ 当社の子会社の取締役及び使用人は、「倫理規程」で定める行動規範及び行動指針に基づき、職務の執行を行うこととし、当社の監査役会及び内部監査室において、子会社の内部監査を実施し、法令及び定款への適合性を監視する。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
- 当社の監査役からの要請があれば、必要に応じて当該監査役の業務補助を行うスタッフを配置する。
- (8) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- 当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けたスタッフは、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- (9) 次に掲げる体制その他当社の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項、業務執行状況並びに結果について、社内会議体等を通じて、その内容を監査役に報告する。
 - ② 当社の取締役は、会社経営に著しい影響を与える事態が生じた場合、速やかに監査役に報告する。

- ③ 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当該子会社の会社経営及び事業運営上の重要事項、業務執行状況並びに結果について、監査役に報告する。
 - ④ 上記①から③の報告をした者に対し、「内部通報規程」で定める通報者等の保護に基づき、不利益となる取扱いを行わない。また、当該報告をしたことにより、当該報告者の職場環境が悪化することのないように適切な措置を講じる。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役より下記①から③の請求を受けたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明しない限り、これを拒むことはできない。
- ① 費用の前払の請求
 - ② 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
 - ③ 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求
- (11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の監査役は、独立した立場から、当社並びにその子会社の取締役等による業務が適正に確保されているかを当社の取締役会への出席等を通じて監査する。
 - ② 当社の取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、適宜会合をもつ。
 - ③ 当社の取締役は、監査役の職務の適切な執行のため、当該監査役との意思疎通、情報収集・交換が行えるように協力する。
 - ④ 当社の取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
 - ⑤ 当社の取締役は、監査役が職務遂行にあたり、当該監査役が必要と認めた場合、弁護士や会計監査人等との連携を図れる環境を整備する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンス体制
- ① 「倫理規程」に定める行動規範及び行動指針を当社及び子会社の役員及び使用人に配布又は社内ホームページに掲載し、周知徹底を図っております。
 - ② 「内部通報規程」の主旨、通報の方法、通報者及び個人情報の保護等を当社及び子会社の役員及び使用人に配布又は社内ホームページに掲載し、周知徹底を図っております。

(2) リスク管理体制

- ① 内部監査により、業務プロセスにおけるリスクの洗い出し及びフォローを実施しております。
- ② 情報の機密性及び可用性を確保、維持するための情報セキュリティに関する行動規範を示し、情報漏洩等による信用・信頼の喪失を避けることを目的として「情報資産管理規程」を策定しており、内部監査を通じてその有効性を確認しております。

(3) 取締役及び監査役の職務の執行

- ① 当社は、取締役会を原則毎月1回、その他必要に応じて開催するとともに当社代表取締役及び取締役並びに常勤監査役が子会社の経営会議等に定期的に参加し、月次決算や業務の定期報告を受け、重要事項の事前協議を行うなど、グループ全体の業務の適正を確保する体制整備を図っております。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社取締役会、子会社の経営会議等の重要会議に参加しております。また、適宜、当社代表取締役、内部監査部門、会計監査人と情報交換を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する方針については、特に定めておりません。

- ~~~~~
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,096,478	流 動 負 債	2,662,957
現 金 預 金	2,645,992	支払手形・工事未払金等	371,455
受取手形・完成工事未収入金等	1,188,296	短 期 借 入 金	1,605,201
未 成 工 事 支 出 金 等	220,916	未 払 費 用	168,428
そ の 他	41,272	未 払 法 人 税 等	130,079
固 定 資 産	2,985,410	未 成 工 事 受 入 金	224,408
有 形 固 定 資 産	1,837,751	工 事 損 失 引 当 金	100
建 物 ・ 構 築 物	266,158	賞 与 引 当 金	11,140
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	734,442	そ の 他	152,143
土 地	830,159	固 定 負 債	537,309
そ の 他	6,990	長 期 借 入 金	331,453
無 形 固 定 資 産	15,015	繰 延 税 金 負 債	7,267
採 石 権	12,352	退 職 給 付 に 係 る 負 債	148,412
そ の 他	2,663	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	46,341
投 資 そ の 他 の 資 産	1,132,643	そ の 他	3,835
投 資 有 価 証 券	340,228	負 債 合 計	3,200,267
保 険 積 立 金	243,486	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	45,231	株 主 資 本	3,921,935
退 職 給 付 に 係 る 資 産	116,829	資 本 金	942,950
そ の 他	447,008	資 本 剰 余 金	594,558
貸 倒 引 当 金	△60,141	利 益 剰 余 金	2,420,260
資 産 合 計	7,081,889	自 己 株 式	△35,833
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△40,313
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△11,441
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△28,871
		純 資 産 合 計	3,881,621
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,081,889

連結損益計算書

(2020年 7 月 1 日から
2021年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
完成工業事業売上高	3,548,613	
兼業事業売上高	2,883,792	6,432,405
売上原価		
完成工業事業売上原価	2,868,170	
兼業事業売上原価	2,063,636	4,931,807
売上総利益		
完成工業事業総利益	680,442	
兼業事業総利益	820,155	1,500,598
販売費及び一般管理費		822,195
営業利益		678,402
営業外収益		
受取利息	688	
受取配当金	3,484	
固定資産賃貸料	29,541	
為替差益	12,066	
持分法による投資利益	99,220	
受取保険金	7,432	
受取精算金	13,664	
その他	12,783	178,881
営業外費用		
支払利息	16,046	
支払保証料	4,134	
その他	5,420	25,601
経常利益		831,682
特別利益		
固定資産売却益	15,555	15,555
特別損失		
減損損失	1,879	
固定資産売却損	6,298	8,178
税金等調整前当期純利益		839,060
法人税、住民税及び事業税		271,591
法人税等調整額		21,429
当期純利益		546,039
親会社株主に帰属する当期純利益		546,039

招集ノ通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

（ 2020年 7 月 1 日から
2021年 6 月30日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	942,950	594,558	1,905,745	△35,833	3,407,420
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△31,524		△31,524
親会社株主に帰属する当期純利益			546,039		546,039
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	514,514	-	514,514
当 期 末 残 高	942,950	594,558	2,420,260	△35,833	3,921,935

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△21,394	△15,665	△37,059	3,370,360
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△31,524
親会社株主に帰属する当期純利益				546,039
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,952	△13,206	△3,253	△3,253
当 期 変 動 額 合 計	9,952	△13,206	△3,253	511,261
当 期 末 残 高	△11,441	△28,871	△40,313	3,881,621

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 当社の子会社のうち、株式会社才田組、才田碎石工業株式会社、フェフーズ・ジャパン株式会社、株式会社サイテックス、有限会社賀和運送、立花建設有限会社、HUE FOODS COMPANY LIMITED及びSAITA TRADING COMPANY LIMITEDの8社を連結しております。
- ② 非連結子会社の名称等

当社の子会社有限会社山本商店は、小規模であり、その総資産額、売上高、当期純損益及び利益剰余金は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 当社の関連会社は、朝倉生コンクリート株式会社の1社のみであり、持分法を適用しております。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社は、有限会社山本商店であります。当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ) 有価証券

その他有価証券の時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

その他有価証券の時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。

ロ) たな卸資産

未成工事支出金は個別法による原価法、石油等に係る商品は先入先出法による原価法、酒類に係る商品は総平均法による原価法、製品は売価還元原価法、貯蔵品は総平均法による原価法(いずれも貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

当社の碎石工場に係る有形固定資産

定額法を採用しております。

当社の碎石工場を除く有形固定資産及び国内連結子会社

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2年～60年
碎石製造設備に係る機械装置	12年
その他の機械装置及び運搬具	2年～17年

ロ) 無形固定資産

採石権については、生産高比例法を採用しております。

ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ) 工事損失引当金

工事の損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

ハ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づいて計上しております。

ニ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理に関する事項

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づく簡便法を適用しております。

⑤ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、5年間の定額法により償却を行っております。ただし、重要性のないのれんは、取得時に一括して償却を行っております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ) 消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

ロ) 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

ハ) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

【表示方法の変更に関する注記】

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

（工事進行基準による収益認識）

- ・当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 3,352,361千円
- ・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事進行基準による収益は、工事収益総額に工事進捗度を乗じることにより測定され、工事進捗度は工事原価総額に占める連結会計年度末までに発生した工事原価の割合に基づき算定されます。

工事契約は、個々の契約ごとに仕様、工期、規模、施工場所や人員等が異なるため極めて個別性が高いことから、工事原価総額見積りは、専門的な知識及び豊富な工事現場経験を有する工事現場責任者により一定の仮定と判断に基づき行われます。したがって、工事原価総額の見積りには不確実性を伴います。また、工事の進行途中における工事契約の変更、天候等を原因とする工事の遅延、使用する資材単価の高騰といった様々な要因により、工事原価の適時かつ適切な見直しには複雑性が伴います。

このため、見積りの見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類における完成工事高等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,719,736千円

(2) 担保に供している資産並びに担保付債務は、次のとおりであります。

(担保資産)

現金預金	101,223千円
建物・構築物	173,649千円
機械・運搬具・工具器具備品	190,555千円
土地	670,158千円
投資有価証券	10,390千円
合計	1,145,977千円

(担保付債務)

短期借入金	1,393,175千円
長期借入金	532,689千円
(一年以内返済予定長期借入金を含む)	
合計	1,925,864千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	661,000株	661,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年9月29日 定時株主総会	普通株式	31,524	50	2020年6月30日	2020年9月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年9月29日 定時株主総会	普通株式	37,829	60	2021年6月30日	2021年9月30日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、営業管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

なお、連結子会社についても、当社の営業管理規程に準じて同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務や短期借入金の流動性リスクは、当社担当部署でグループ会社全体を一括管理することで、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金預金	2,645,992	2,645,992	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	1,188,296	1,188,296	—
(3) 投資有価証券	92,972	92,972	—
資産計	3,927,261	3,927,261	—
(4) 支払手形・工事未払金等	371,455	371,455	—
(5) 短期借入金	1,605,201	1,605,201	—
(6) 未成工事受入金	224,408	224,408	—
(7) 長期借入金	331,453	327,950	△3,502
負債計	2,532,519	2,529,016	△3,502

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形・工事未払金等、(5) 短期借入金、(6) 未成工事受入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非 上 場 株 式	247,255

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、福岡県に賃貸用不動産を有しております。

2021年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は43,281千円であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額 (千円)			当連結会計年度末の時価 (千円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
222,516	△661	220,854	239,584

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 6,156円89銭
(2) 1株当たり当期純利益 866円11銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	953,001	流 動 負 債	1,717,335
現 金 預 金	523,885	短 期 借 入 金	1,350,000
売 掛 金	6,181	一年以内返済予定長期借入金	201,236
前 払 費 用	1,945	未 払 金	49,854
未 収 入 金	278,769	未 払 費 用	13,999
立 替 金	2,761	未 払 法 人 税 等	99,040
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	111,573	預 り 金	2,315
そ の 他	27,883	賞 与 引 当 金	888
固 定 資 産	3,143,860	固 定 負 債	509,118
有 形 固 定 資 産	1,759,332	長 期 借 入 金	331,453
建 構 物	172,458	退 職 給 付 引 当 金	14,807
機 械 装 置	94,917	預 り 敷 金	3,835
車 両 運 搬 具	643,502	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	43,056
工 具 器 具 備 品	6,575	債 務 保 証 損 失 引 当 金	43,175
土 地	4,674	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	72,790
立 木	830,214	負 債 合 計	2,226,453
無 形 固 定 資 産	14,821	純 資 産 の 部	
採 石 権	12,352	株 主 資 本	1,881,286
電 話 加 入 権	2,469	資 本 金	942,950
投 資 そ の 他 の 資 産	1,369,705	資 本 剰 余 金	594,558
投 資 有 価 証 券	99,972	資 本 準 備 金	235,737
関 係 会 社 株 式	861,823	そ の 他 資 本 剰 余 金	358,820
出 資 金	455	資 本 準 備 金 減 少 差 益	358,820
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	3,355	利 益 剰 余 金	379,563
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	640,275	そ の 他 利 益 剰 余 金	379,563
破 産 更 生 債 権 等	31,889	繰 越 利 益 剰 余 金	379,563
差 入 保 証 金	210	自 己 株 式	△35,785
保 険 積 立 金	243,486	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△10,878
長 期 前 払 費 用	14,847	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△10,878
会 員 権	12,002	純 資 産 合 計	1,870,408
そ の 他 投 資 等	144,248	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,096,862
貸 倒 引 当 金	△682,860		
資 産 合 計	4,096,862		

損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
不動産事業収入	29,950	
発電事業収入	48,018	
関係会社経営管理料	297,400	
関係会社受取配当金	100,000	475,368
売上原価		
不動産事業原価	13,531	
発電事業原価	21,208	34,739
売上総利益		440,629
販売費及び一般管理費		215,195
営業利益		225,433
営業外収益		
受取利息	3,562	
受取配当金	4,826	
固定資産貸貸料	31,395	
受取保険金	7,432	
債務保証損失引当金戻入額	4,266	
その他	3,014	54,499
営業外費用		
支払利息	11,552	
貸倒引当金繰入額	35,111	
その他	0	46,664
経常利益		233,268
特別利益		
固定資産売却益	15,435	15,435
特別損失		
固定資産売却損	6,298	
関係会社事業損失引当金繰入額	24,722	31,020
税引前当期純利益		217,683
法人税、住民税及び事業税		70,337
法人税等調整額		2,161
当期純利益		145,184

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 準 備 本 金	そ の 他 本 金 資 剰 余 本 金 資 準 備 本 金 減 少 差 益	資 剰 余 本 金 計	そ の 他 益 金 利 剰 余 益 金 繰 越 利 益 金	利 剰 余 益 金 計
当 期 首 残 高	942,950	235,737	358,820	594,558	265,903	265,903
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△31,524	△31,524
当 期 純 利 益					145,184	145,184
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	113,660	113,660
当 期 末 残 高	942,950	235,737	358,820	594,558	379,563	379,563

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計	そ の 他 有 価 値 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	△35,785	1,767,626	△20,670	△20,670	1,746,956
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△31,524			△31,524
当 期 純 利 益		145,184			145,184
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			9,792	9,792	9,792
当 期 変 動 額 合 計	-	113,660	9,792	9,792	123,452
当 期 末 残 高	△35,785	1,881,286	△10,878	△10,878	1,870,408

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっており、時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の碎石工場に係る有形固定資産

定額法を採用しております。

当社の碎石工場を除く有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2年～60年
---------	--------

碎石製造設備に係る機械装置	12年
---------------	-----

その他の機械装置及び運搬具	2年～17年
---------------	--------

② 採石権については、生産高比例法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準に基づいて計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

⑥ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

【表示方法の変更に関する注記】

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

（関係会社投融資の評価）

・当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式（注）1	861,823千円
関係会社長期貸付金（注）2	751,848千円
貸倒引当金（注）3	640,275千円
債務保証損失引当金（注）4	43,175千円
関係会社事業損失引当金（注）4	72,790千円

（注）1. 過年度における減損後の金額であります。

2. 流動資産及び固定資産に表示されている関係会社貸付金の合計額であります。

3. フェーズ・ジャパン株式会社、HUE FOODS COMPANY LIMITED及び株式会社サイテックスへの貸付金に対して計上しております。

4. HUE FOODS COMPANY LIMITEDに対して計上しております。

・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、当該関係会社株式について減損を行っております。また、財政状態が悪化した関係会社に対する債権については、個別に回収可能性を見積もったうえで貸倒引当金を計上するとともに、債務保証を行っている関係会社に対しては、債務保証に係る損失見込額について債務保証損失引当金を計上しております。また、関係会社が債務超過の状況にあり、かつ、当該債務超過の額が債権の帳簿価額を超える場合には、当該超過額を関係会社事業損失引当金として計上しております。

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は限定的と考えておりますが、関係会社の業績の更なる悪化により、当該会社の純資産が棄損することで、翌事業年度の計算書類において、貸倒引当金、債務保証損失引当金及び関係会社事業損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,286,805千円

(2) 担保に供している資産並びに担保付債務は、次のとおりであります。

(担保資産)

現	金	預	金	101,223千円
建			物	121,730千円
構	築		物	51,918千円
機	械	装	置	190,555千円
土			地	670,158千円
投	資	有	価	証
			券	10,390千円
合 計				1,145,977千円
上記に係る担保付債務額				1,882,689千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 423,174千円

関係会社に対する短期金銭債務 7,404千円

(4) 保証債務

(株)才田組の工事契約に係る契約履行保証金307,803千円に対して、再保証を行っております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売	上	高	397,400千円
営	業	費	785千円
営業取引以外の取引高			9,776千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

自己株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	30,506株	30,506株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	436千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	206,772千円
債務保証損失引当金	13,073千円
関係会社事業損失引当金	22,041千円
関係会社株式	156,899千円
投資有価証券	11,642千円
会 員 権	16,412千円
出 資 金	2,846千円
土 地	5,488千円
立 木	14,118千円
役員退職慰労引当金	13,037千円
未 収 入 金	10,172千円
その他有価証券評価差額金	6,183千円
未 払 事 業 税	2,371千円
賞 与 引 当 金	270千円
そ の 他	3,837千円
繰延税金資産 (小計)	485,605千円
評価性引当額	△478,722千円
繰延税金資産 (合計)	6,882千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△3,015千円
繰延税金負債 (合計)	△3,015千円
繰延税金資産 (純額)	3,867千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	住所	資本金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業 上 関係				
役員及び その 近親者	才田善之	-	-	当社代 取締役 社長	(被所有) 1.49	-	-	被債務保証 (注)	54,730	-	-

(注) 代表取締役社長才田善之は、(株)日本政策金融公庫からの当社借入に対して債務保証を行っております。また、当社は同氏へ保証料の支払は行っていません。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の割合等 所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円) (注4)	科目	期末残高 (千円)
						役員等 の兼任	事業 上の 関係				
連結 子会社	(株)才田組	福岡市	100,000 千円	建設業	直接 100.0	役員 3人	経営管理 の受取 (注1) 不動産賃貸 の受取 (注2)	112,400	未収入金	106,502	
							資金の貸付 事業資金の 貸付	5,047	-	-	
							受取利息	130,000	関係 会社 短期 貸付 金	-	
							債務保証	25	-	-	
							債務保証 (注3)	307,803	-	-	
連結 子会社	才田砕石 工業(株)	福岡県 朝倉市	100,000 千円	砕石製 造等	直接 100.0	役員 2人	経営管理 の受取 (注1) 不動産賃貸 の受取 (注2)	176,100	未収入金	136,039	
							資金の貸付 事業資金の 貸付	198,842	-	-	
連結 子会社	フエフーズ・ ジャパン(株)	福岡市	100,000 千円	酒類輸 入販売	直接 100.0	役員 1人	経営管理 料の受取 (注1)	2,500	未収入金	899	
							資金の貸付 (注7)	33,000	関係 会社 短期 貸付 金	110,048	
							受取利息	2,104	関係 会社 長期 貸付 金 (注5)	257,951	
連結 子会社	HUE FOODS COMPANY LIMITED	ベトナム	32,637 百万VND	酒類製 造販売	直接 100.0	役員 1人	事業資金の 貸付	69,400	関係 会社 長期 貸付 金 (注6)	332,849	
							受取利息	527	-	-	
							債務保証	43,175	-	-	
							債務保証 (注8)				

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)(注4)	科目	期末残高(千円)
						役員等兼任	事業関係				
連結子会社	㈱サイテックス	福岡県朝倉市	55,000千円	工場、排水処理、保安等	直接100.0	役員1人	事業資金の貸付	資金の貸付(注7)	50,000	関係会社短期貸付金	1,525
										関係会社長期貸付金(注9)	49,474
								受取利息	340	-	-

- (注) 1. 経営管理料は「経営管理業務委託契約書」に基づいて決定しております。
2. 賃貸料として貸与固定資産の減価償却費相当額を受け取っております。
3. ㈱才田組の工事契約に係る契約履行保証金に対して、再保証を行っております。なお、保証料は受領していません。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
5. フェーズ・ジャパン(株)への関係会社長期貸付金に対し、257,951千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、17,625千円の貸倒引当金繰入額(営業外費用)を計上しております。
6. HUE FOODS COMPANY LIMITEDへの関係会社長期貸付金に対し、332,849千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、15,298千円の貸倒引当金繰入額(営業外費用)、4,266千円の債務保証損失引当金戻入額(営業外収益)、24,722千円の関係会社事業損失引当金戻入額(営業外収益)を計上しております。
7. 資金の貸付の金利については、市場金利を勘案して決定しております。
8. HUE FOODS COMPANY LIMITEDのベトナム農業農村銀行からの借入に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領していません。
9. ㈱サイテックスへの関係会社長期貸付金に対し、49,474千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、2,188千円の貸倒引当金繰入額(営業外費用)を計上しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,966円58銭
(2) 1株当たり当期純利益 230円27銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月24日

サイタホールディングス株式会社
取締役会 御中

如 水 監 査 法 人
福岡県福岡市

指 定 社 員 公 認 会 計 士 廣 島 武 文 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 内 田 健 二 ㊤
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイタホールディングス株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイタホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査法人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月24日

サイタホールディングス株式会社
取締役会 御中

如 水 監 査 法 人
福岡県福岡市

指 定 社 員 公 認 会 計 士 廣 島 武 文 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 内 田 健 二 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイタホールディングス株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月27日

サイタホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	梯	久	男	㊟	
社外監査役	鈴	川	照	美	㊟
社外監査役	森	田	公	一	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

〈会社提案（第1号議案から第8号議案まで）〉

第1号議案 剰余金の処分の件

第66期の期末配当につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な利益配当を実施していくことを基本としつつ、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保の確保等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、37,829,640円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年9月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有することにより、取締役会の監督機能を一層強化することで、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役会への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="284 173 622 204">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="178 244 269 275">(員 数)</p> <p data-bbox="163 284 722 314">第18条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p data-bbox="450 355 562 385">(新 設)</p> <p data-bbox="178 461 269 491">(選 任)</p> <p data-bbox="163 517 743 653">第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="275 728 743 789">2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="450 804 562 834">(新 設)</p> <p data-bbox="178 985 269 1016">(任 期)</p> <p data-bbox="163 1040 743 1137">第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p data-bbox="889 173 1227 204">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="783 244 873 275">(員 数)</p> <p data-bbox="768 284 1348 344">第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。</p> <p data-bbox="879 355 1348 415">2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p data-bbox="798 461 889 491">(選 任)</p> <p data-bbox="768 517 1348 722">第19条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="879 728 1046 759">2. (同 左)</p> <p data-bbox="879 804 1348 940">3. <u>当社は、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の取締役を選任することができる。</u></p> <p data-bbox="798 985 889 1016">(任 期)</p> <p data-bbox="768 1040 1348 1167">第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 (条文省略)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会</u>は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役</u>全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで、<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第34条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員</u>全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで、<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数</u>が出席し、出席した<u>監査等委員</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第37条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第38条～第40条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第34条～第36条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第66期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社に移行いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	才田善之 (1958年11月4日生)	1982年4月 当社入社 1991年8月 当社社長室長 1993年9月 当社取締役社長室長兼内部監査室長 1997年9月 当社取締役副社長 2000年9月 当社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社才田組 代表取締役社長 才田碎石工業株式会社 代表取締役社長 フエフーズ・ジャパン株式会社 代表取締役社長 株式会社サイテックス 代表取締役社長 HUE FOODS COMPANY LIMITED 代表取締役	9,400株
<p>〈取締役候補者とした理由等〉</p> <p>才田善之氏は、1982年当社入社以来、当社の主力事業である建設事業、碎石事業の業務経験を経て1993年9月に当社取締役に就任、2000年9月に当社代表取締役社長に就任しております。主力事業の経験と長年にわたる豊富な経営経験を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	鹿子生 忠 (1954年1月22日生)	1976年4月 当社入社 2002年7月 当社福岡事業部建設部長 2006年1月 株式会社才田組 取締役 2009年9月 当社取締役建設事業担当 2019年9月 当社常務取締役建設事業担当(現任)	2,700株
	<p>〈取締役候補者とした理由等〉</p> <p>鹿子生忠氏は、1976年当社入社以来、当社の主力事業である建設事業部門の経験を経て、2006年1月に株式会社才田組取締役、2009年9月に当社取締役、2019年9月に当社常務取締役に就任しております。建設事業部門の業務経験と経営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		
3	平山 繁之 (1963年10月30日生)	1982年4月 株式会社福岡銀行入行 2009年6月 同行北野支店長 2016年10月 当社入社 管理本部長 2017年9月 当社取締役管理本部長(現任)	-
	<p>〈取締役候補者とした理由等〉</p> <p>平山繁之氏は、福岡銀行での職務により培われた専門的知識と豊富な実務経験を有し、2016年当社入社、2017年9月に当社取締役に就任しております。金融機関での専門的知識並びに当社管理本部での経験と経営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		
4	前田 敏宏 (1960年7月1日生)	1984年4月 当社入社 2012年7月 株式会社才田組 建設部部长 2012年9月 株式会社才田組 取締役 2019年9月 当社取締役建設事業担当(現任)	3,100株
	<p>〈取締役候補者とした理由等〉</p> <p>前田敏宏氏は、1984年当社入社以来、当社の主力事業である建設事業部門の経験を経て、2012年9月に株式会社才田組取締役、2019年9月に当社取締役に就任しております。建設事業部門の業務経験と経営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	※ 行徳 両平 (1966年4月2日生)	1992年8月 当社入社 2019年7月 才田砕石工業株式会社 生産部部长 2020年9月 才田砕石工業株式会社 取締役(現任)	-
	<取締役候補者とした理由等> 行徳両平氏は、1992年当社入社以来、当社の主力事業である砕石事業生産部門の経験を経て、2019年からは才田砕石工業株式会社の生産部部长、2020年からは同社取締役として生産性向上等に努めてまいりました。当社グループの企業価値向上に資する多様な見識、専門性、能力を有しており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断し、取締役候補者いたしました。		
6	ふじやま せいじ ろうじ 藤山 征二郎 (1962年10月29日生)	1999年7月 有限会社友加システム設立 代表取締役 (現任) 2012年11月 中小企業診断士登録 2017年9月 当社社外取締役(現任)	-
	<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 藤山征二郎氏は、経営に関する豊富な経験及び中小企業診断士としての専門的知識を有し、2017年9月に当社社外取締役に就任しております。今後も当社の成長のために適切な助言を得られるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 藤山征二郎氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 当社は、藤山征二郎氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 5. 藤山征二郎氏は、現に当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 6. 当社は、藤山征二郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、藤山征二郎氏の再任が承認された場合には、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ており、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	か け は し 梯 久 男 (1950年7月30日生)	1969年4月 株式会社福岡銀行入行 1992年4月 同行新飯塚支店長 2005年4月 医療法人繁桜会馬場病院入職 2007年7月 当社入社 経理部長 2009年9月 当社取締役 2010年5月 当社取締役管理本部長 2015年9月 当社監査役(現任)	—
	<p>〈監査等委員である取締役候補者とした理由等〉</p> <p>梯久男氏は、福岡銀行での職務により培われた専門的知識と豊富な実務経験を有し、2007年当社入社、2009年9月に当社取締役に就任、2015年9月に当社監査役に就任しております。金融機関での豊富な実務経験と当社における取締役並びに監査役としての経験を有しており、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	鈴木川照美 (1946年10月29日生)	2005年3月 小倉北警察署長 2006年3月 警視長昇任 2006年4月 三菱電機(株)九州支社顧問 2010年9月 当社社外監査役(現任) 2011年4月 (株)ワールドインテック常任顧問 2014年3月 同社(現(株)ワールドホールディングス)監査役	-
	<p>〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉</p> <p>鈴木川照美氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、福岡県警察で培われたコンプライアンスに関する専門的な知識と経験を有し、2010年9月に当社社外監査役に就任しております。上記の経験並びに他社上場会社での監査役経験を活かして、独立的な立場から当社の経営全般に関する監督・提言を行っていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>		
3	森田公一 (1948年1月9日生)	1996年10月 老人保健施設若杉の里管理者 1998年8月 社会福祉法人恵徳会理事長(現任) 2010年9月 当社社外監査役(現任)	-
	<p>〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉</p> <p>森田公一氏は、社会福祉法人恵徳会理事長としての豊富な知識と経験を有し、2010年9月に当社社外監査役に就任しております。上記の経験を活かして、独立的な立場から当社の経営全般に関する監督・提言を行っていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木川照美氏及び森田公一氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、鈴木川照美氏及び森田公一氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、梯久男氏、鈴木川照美氏、森田公一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、各氏が監査等委員である取締役として承認された場合には、3氏との間の当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠の監査等委員である取締役候補者 舟木正之氏は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任する監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ており、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
舟木正之 (1947年10月1日生)	1968年2月 当社入社 2000年10月 当社碎石事業本部碎石営業部長 2004年8月 当社退社	2,100株
<p>〈補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由等〉</p> <p>舟木正之氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、当社の主力事業である建設事業及び碎石事業の業務経験並びに管理者経験を有しており、その専門性と経験を活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 舟木正之氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 舟木正之氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、1990年5月24日開催の臨時株主総会決議において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を同額の年額200,000千円以内といたしたいと存じます。また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、現在の取締役の報酬額、当社の役員報酬等の内容の決定に関する方針並びに対象となる取締役の人数水準等を総合的に勘案した報酬枠として取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告12ページから13ページに記載のとおりであり、第2号議案「定款一部変更の件」並びに本議案をご承認いただいた場合、その対象を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」に変更する予定であります。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の監査役の報酬額は、1990年5月24日開催の臨時株主総会決議において、年額15,000千円以内とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を同額の年額15,000千円以内といたしたいと存じます。

本議案は、現在の監査役の報酬額、対象となる取締役の人数水準及び監査等委員の職責等を総合的に勘案した報酬枠として決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、各監査等委員である取締役に対する具体的報酬額、支給時期等につきましては、監査等委員である取締役の協議により決定するものといたします。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます原野繁實氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく、その承認をお願いするものであります。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
原野 繁實	2007年9月 当社取締役 2019年9月 当社常務取締役（現任）

〈株主提案（第9号議案）〉

第9号議案は株主様1名（以下、「提案株主」といいます。）からのご提案によるものです。

なお、提案株主の有する議決権の数は260個であります。

株主提案に係る議案については、「〈当社取締役会の意見〉」及び「〈反対の理由〉」以外の部分は、提案株主から受領した内容を転記する方法により記載しております。

第9号議案 剰余金の処分の件

1 本提案の議題ないし議案：剰余金処分（増配）の件

第66期の期末配当については、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本としつつ、収益状況、財務体質並びに今後の事業展開等を勘案して以下のとおりとする。

(1) 配当財産の種類

金銭とする。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

会社配当予定の配当金50円に金70円を加算して、会社普通株式1株につき120円とする（普通配当、特別配当、記念配当等の名称の区分は問いません）。

尚、この場合の配当総額は、75,654,240円となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

株主総会の翌日（該当日が休日の場合は休日明日）とする。

2 株主提案の理由

会社の第64期乃至第66期の収益状況は好調に推移し、第66期末の自己資本比率も50%を超えるなど近年の財務体質の強化具合は顕著である。会社配当予定の配当金50円を基礎とした場合、第64期及び第65期と同様に配当性向は6%程度にすぎず、これを金120円に増配しても配当性向は15%程度であること、第61期においては赤字決算をふまえて期末配当を無配としていること、代表取締役社長の才田善之氏が2021年春の叙勲・褒章で産業の振興、社会福祉の増進等に優れた業績をあげたものとして藍綬褒章を受章したことの記念の意味も含めて、本提案をなすことにした次第である。株主の皆様のご賛同が得られますよう宜しくお願い申し上げます。

〈上記株主提案に対する注釈〉

2021年6月30日現在の自己株式を除く発行済株式の総数は、630,494株です。よって、期末配当を1株につき120円とした場合、配当総額は75,659,280円となります。

〈当社取締役会の意見〉

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

〈反対の理由〉

当社の配当政策につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な利益配当を行うことを基本方針としております。

当社の財務体質につきましては、当期の自己資本比率も54.8%まで改善してまいりましたが、短期的な視点ではなく将来的な安定成長のための継続的な設備投資や研究開発投資、人材確保費用等が必要不可欠であります。

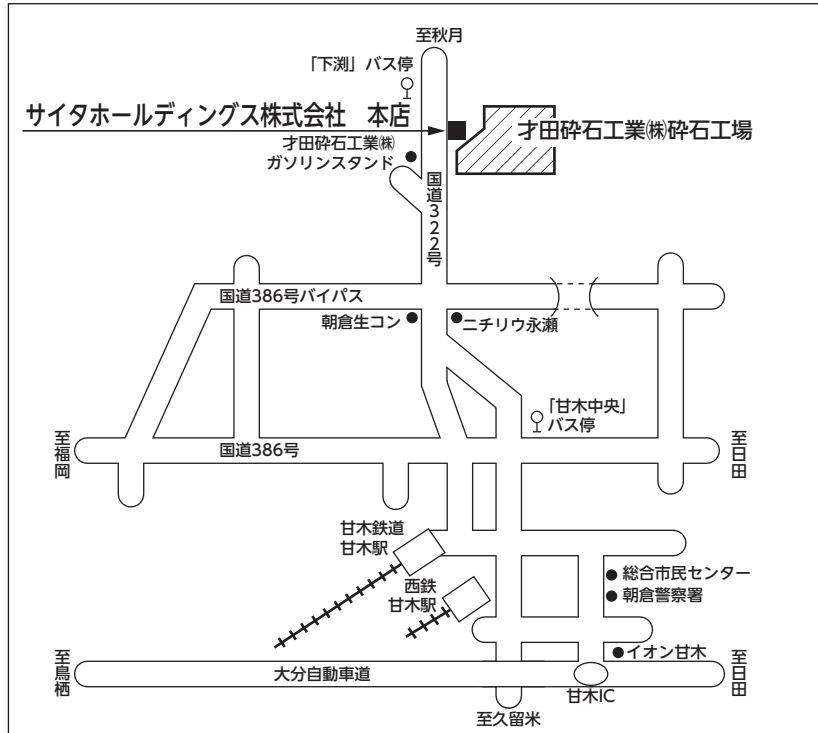
また、自己資本比率や配当性向に基づく一律的な配当の実施を求める上記提案につきましては、今後の経営環境の変化等を考慮しない提案であり、結果として株主の皆様の利益を毀損するおそれがあるものと考えております。

したがって、当社の健全な存続と持続可能な成長を通して中長期的に企業価値の一層の拡大を図るとともに、長期にわたり当社株式を保有いただいている多くの株主様に対して、安定配当の維持及び向上に努めながら株主価値の拡大を目指していくという観点から、本株主提案に係る剰余金の処分を行うことは適切ではないと判断いたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 福岡県朝倉市下淵472番地
サイタホールディングス株式会社 2階会議室
T E L 0946-22-3875



交通のご案内

- ・ 大分自動車道甘木インターから車で約10分
- ・ 甘木鉄道甘木駅、西鉄甘木駅から車で約7分
- ・ 「甘木鉄道甘木駅」、「西鉄甘木駅」又は「甘木中央」バス停から甘木観光バス「秋月」行き乗車、「下淵」バス停下車、徒歩約1分